Article IV
Mise à exécution et durée du Protocole additionnel à la Constitution de l'Union postale universelle

1. Le présent Protocole additionnel sera mis à exécution le **1er janvier 2018** et demeurera en vigueur pendant un temps indéterminé.

En foi de quoi, les Plénipotentiaires des Gouvernements des Pays-membres ont dressé le présent Protocole additionnel, qui aura la même force et la même valeur que si ses dispositions étaient insérées dans le texte même de la Constitution, et ils l'ont signé en un exemplaire qui est déposé auprès du Directeur général du Bureau international. Une copie en sera remise à chaque Partie par le Bureau international de l'Union postale universelle.

Fait à **Istanbul, le 6 octobre 2016**.

万国郵便連合一般規則の第一追加議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十五号

万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

イスタンブールにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第百三条を次のように改める。

第百三条　大会議の権限

1　大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。

1.1　万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。

1.2　万国郵便連合憲章第二十九条及びこの一般規則第百三十八条の規定に従って加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。

1.3　連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4　大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5　管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百十一条、第百十七条及び第百二十五条の規定に従ってそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。

1.6　連合の戦略を採択すること。

1.6の二　万国郵便連合の四年ごとの事業計画案を承認すること。

1.7　万国郵便連合憲章第二十一条の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.8　管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を選出すること。

1.9　国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。

1.10　ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によって定めること。

2　大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第二条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条　管理理事会の構成及び運営

1　管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2　大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3　管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4　管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5　管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

第三条

一般規則第百十二条を次のように改める。

第百十二条　郵便業務理事会の構成及び運営

1　郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2　郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国である加盟国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。

3　郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4　郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。

第四条

一般規則第百十三条を次のように改める。

第百十三条　郵便業務理事会の権限

1　郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1　国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。

1.2　管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3　その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4　加盟国及びその指定された事業体に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。